○国土交通省告示第千百三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

二部大谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

鳥取県西伯郡伯耆町大字二部

字結橘谷　一一二一番から一一二一九番まで、一一二二〇番一及び一一二二〇番二

一一二二一番

一一二二二番一及び一一二二二番二

一一二二三番

一一二二四番一及び一一二二四番二

一一二二五番及び一一二二六番

一一二二七番一から一一二二七番三まで、一一二二八番一及び一一二二八番二

一一二二九番から一一二三二番まで

一一二三三番一

一一二三三番から一一二三八番まで

字結橘山　一一二三九番三から一一二三九番六六まで、一二四〇番及び一二四一番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県西伯郡伯耆町大字二部

字結橘尻　一二〇四番一　一号

字結橘山　一二三九番三　二号

一二三九番六三　三号

字結橘谷　一二〇七番一　四号

字茗荷谷　二九五八番　五号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

二部大谷川支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

鳥取県西伯郡伯耆町大字二部

字舟谷尻平鉄穴　一一二〇番一及び一一二〇番二

一一四一番

一一四二番一

一一四四番から一一四六番まで

字舟熊谷

字小舟谷　一一七五番から一一八五番まで

字大舟谷　一一六三番から一一七〇番まで

字舟谷　一一七一番及び一一七二番

一一七四番

字舟谷山　一一六二番一から一一六二番一五まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県西伯郡伯耆町大字二部

字舟谷尻平鉄穴　一一〇五番二　一号

一一一一番　二号

一一一三番　三号

一一一三八番　四号

字舟谷　一一七四番　五号

字結橘尻　一一八六番　六号

字茗荷谷　二九五六番　七号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

勘部川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

鳥取県西伯郡伯耆町三部字上前河原二四〇番五地先四等三角点三部を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第三百二十一号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から一六三度二二分〇一秒

標柱一号から一四〇度〇二分五四秒　一号

標柱二号から二〇九度〇二分一九秒　二号

標柱三号から三〇二度一〇分二五秒　三号

標柱四号から一五四度四五分二八秒　四号

標柱五号から一〇六度一八分〇二秒　五号

標柱六号から一四一度一八分四六秒　六号

標柱七号から二〇〇度四六分二七秒　七号

標柱八号から一五〇度二〇分三六秒　八号

標柱九号から一六一度三五分一二秒　九号

標柱十号から二一一度〇五分二二秒　十号

標柱十一号から一六四度二二分四四秒　十一号

標柱十二号から一五三度四三分二四秒　十二号

標柱十三号から一二三度四三分〇三秒　十三号

標柱十四号から一六七度一一分五一秒　十四号

標柱十五号から一五八度五七分三一秒　十五号

標柱十六号から二三三度四二分〇〇秒　十六号

標柱十七号から七三度二三分五八秒　十七号

標柱十八号から九七度三七分一八秒　十八号

標柱十九号から一九七度四八分四二秒　十九号

標柱二十号から二七五度一一分〇四秒　二十号

標柱二十一号から二九一度五一分一九秒　二十一号

標柱二十二号から三四三度〇四分三二秒　二十二号

標柱二十三号から三三七度四七分四一秒　二十三号

標柱二十四号から三一五度三〇分二四秒　二十四号

標柱二十五号から三五二度四二分五四秒　二十五号

標柱二十六号から三一九度四五分四六秒　二十六号

標柱二十七号から三五七度三四分四九秒　二十七号

標柱二十八号から二一九・〇六四メートルの地点　二十八号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺林川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

鳥取県西伯郡南部町大字福成字上新田一六七一番一二地内四等三角点柏尾を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一九七度一〇分三四秒

標柱一号から一九九・六九一メートルの地点　一号

標柱二号から一七五度三〇分〇五秒　二号

標柱三号から一五二度二五分五五秒　三号

標柱四号から二三六度三一分二三秒　四号

標柱五号から三二九度〇五分二四秒　五号

標柱六号から三三五度三二分四二秒　六号

標柱七号から三四一度一四分三九秒　七号

標柱八号から一九九・六八七メートルの地点　八号

○国土交通省告示第千百三十七号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年十月二十八日に次のとおり認定したので、第四十一条の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年十一月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称

ジャパンビジネスクリエート株式会社

二　主たる事務所の所在地

福岡県久留米市東櫛原町二八九番地一

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千百三十八号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年十月二十八日に次のとおり認定したので、第十二条の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年十一月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏